

ひなん さい しえん ひつよう かた
避難の際に支援が必要な方の

こべつひなんけいかく
「個別避難計画」を

いっしょ かんが
一緒に考えてみませんか？

こべつひなんけいかく

個別避難計画とは、

こうれいしや しょう しゃ かた さいがいじ ひとり
高齢者や 障がい者の方などのうち、災害時に一人では

ひなん こんなん かた ひなんこうどうようしえんしゃ
避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、

て、あらかじめ「いつ」「どこへ」「誰と一緒に」「どうや

って」避難するのかを、具体的に決めておく「命を守る

けいかく
ための計画」です。

さいがい お まえ
災害が起きる前に

あんぜん ばしょ ひなん
安全な場所に避難したいけど、

じぶん かぞく ひなん
自分や家族だけでは避難できない…



きんじょ しんぱい ひと
近所に心配な人がいるけど

じぶん たす むずか
自分ひとりでは助けてあげることは難しい…

とき こべつひなんけいかく きょうりよく つく
そんな時こそ個別避難計画を協力して作りましょう！



■避難支援等実施者（避難サポーター）には責任が生じるの？

避難支援等実施者は法的な義務を負うものではありませんので、災害時に実際に支援ができなかった場合であっても法的な責任を問われることはありません。

■どんな人の計画を作るの？

倉敷市がアンケート調査を実施し、自力や家族だけでの避難が困難な方として「避難行動要支援者名簿」への掲載を希望された約3,100名の方が対象です。

なお、名簿に掲載されていない方であっても、いざというときにスムーズな避難行動をとるために、日ごろからの備えとして作成しておきましょう。

■対象者はどうやったら分かるの？

対象者を記載した名簿は、希望のあった自主防災組織、地区社会福祉協議会やコミュニティ協議会の会長等、福祉事業所等の責任者へ配布しています。

また、新たに配布を希望される自主防災組織等の方は、覚書の締結を行いますので、倉敷市地域防災推進課へお問い合わせください。

■誰が誰と一緒に計画を作るの？

避難行動要支援者の命を守るための計画なので、まずはご本人やそのご家族が主体的に作成する必要があります。一方で、自分たちで作成できない方もいます。

また、作成した計画の実効性を高めるためにも、自主防災組織や地区社会福祉協議会を中心とした地域住民と一緒に、福祉専門職や行政と協力して計画を作成することが重要です。

■どうやって作ればいいのか？

具体的な作成方法については、出前講座等を通じて周知啓発を行っております。

また、作成手順等の手引きなど、必要な資料を用意していますので、倉敷市地域防災推進課へお問い合わせください。

問合せ先 倉敷市地域防災推進課 電話 086-426-3131
Email dapvt@city.kurashiki.okayama.jp

